

レプリカ建造物の評価に関する研究

北尾 知弘¹・岡田 昌彰²

¹学生会員 工学士 近畿大学大学院 総合理工学研究科(〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1)

²正会員 博士(工学) 近畿大学准教授 理工学部社会環境工学科(〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1)

歴史的建造物の保存・活用について様々な手法が検討される中、もとの建造物を精緻に模造したレプリカで代用する事例が内外に見られる。しかし、レプリカ建造物に対する評価手法は殆ど確立していない。

本研究では、近世以前の模造建造物を分析し、象徴性、観光資源、想像世界の顕在化、技術の継承という4つの意義を抽出した。さらに、既存のレプリカ建造物への応用を試み、その可能性について検討を行った。

キーワード: レプリカ, 遺産, 景観, 復元

1. 研究の背景と目的

歴史的建造物の保存や活用について、様々な手法による実践が各地で展開されている。その中でも、もとの建造物を精緻に模造したレプリカで代用する事例が内外に見られる。また、既に失われた建造物を復元する際にもレプリカが建設されている。例えば、2010年4月に開館が予定されている三菱一号館美術館(図-1)も、1968年に解体された建造物をレプリカによって再現している。この手法に関しては、オーセンティシティの観点から批判的な意見も存在する。2005年には、JIA保存問題委員会主催のシンポジウム「保存の現在(いま)を本音で語る」が開催され、レプリカ建造物の抱える諸問題について意見交換が行われた¹⁾。

本研究では、祖型の模造が固有の価値を生成していたとされる近世以前²⁾に注目し、当時の模造事例の分析より抽出した意義をもとに、レプリカ建造物の価値について検討することを目的とする。



図-1 三菱一号館美術館

2. 憲章にみる復元・復原・修復の概念³⁾⁴⁾

(1) マドリッド宣言^{補注①)}

1904年、マドリッドにおいて第6回国際建築家会議が開催され、6項目からなる宣言が採択された。この宣言では、記念建造物を死んだものと生きたものの2種類に分け、前者には最小限の措置を施し、後者には修理を施すべきとしている。第4項では、後述の憲章において問題視される様式の統一^{補注②)}に関する記述が見られる。

(2) アテネ憲章(歴史的記念物修復のためのアテネ憲章)

1931年、アテネにおいて国際会議が開催され、7つの決議とそれに付随する一般的結論からなる憲章が採択された。一般的結論の中の「I. 主義, 一般的原則」の項では、様式の統一が修復の目的ではないことを明確に記述している。また、「IV. 記念物の修復」の項では、鉄筋コンクリートなどの近代的材料を賢明に使用することを認め、解体修理を避けることを望んでいる。「VI. 保存技術」の項では、アナスタイローシス、すなわち“現地に残っているが、ばらばらになっている部材を組み立てること”を容認している。ただ、この目的のために新たに使用される材料は、見分けが付くものとしている。

(3) アテネ憲章(CIAM)

1933年、アテネにおいてCIAM(近代建築国際会議)の第4回会議が開催され、ル・コルビジエ主導のもと都市計画に関する憲章がまとめられた。この憲章の中に、「都市の歴史的遺産」という1節があり、第70項では、模倣や復元を否定している。

(4) ヴェニス憲章

1964年、ヴェニスにおいて第2回歴史記念建造物関係

建築家技術者国際会議が開催され、前文と16条の本文で構成される憲章が採択された。この憲章では、定義に関する第1条において、歴史的記念建造物を偉大な芸術作品だけでなく、より地味な過去の建造物で文化的に重要なものにまで拡大している。また、修復に関する第9条から第13条では、推測による修復を行ってはならないこと、付加工事には現代の刻印を付しておくべきこと、欠損部分の補修は全体と調和しつつオリジナルと区別ができることなどが記されている。発掘に関する第15条において、復原工事に関しては、いっさい理屈抜きに排除すべきとしている。ただし、アテネ憲章で容認していたアナスタイロースに関しては、この憲章でも認めている。

(5) 歴史的木造建造物保存のための原則

ヴェニス憲章内容の多面的解釈がなされる中、イコモス内部では、それを専門領域ごとに文書化する動きが生じた。この原則は、イコモスの特別国際学術委員会の1つであるイコモス国際木の委員会 (IIWC) が作成したもので、前文と15項目で構成されており、1999年のイコモス総会で採択された。材料の風化や劣化の速度が速く、部材またはその一部の取り替えが不可避である木造建造物に考慮した保存措置を原則としている。

(6) ニジニータギル憲章 (TICCIH産業遺産憲章)

2003年、ニジニータギルにおいて国際産業保存委員会 (TICCIH) 総会が開催され、前文と7部から構成される憲章が採択された。「5. 整備と保存」において、再建や復原は遺跡全体の完全性に利益をもたらす場合、あるいは暴力行為により遺跡が破壊される場合に限り、唯一適切な手段であると記述されている。

3. 近世以前における模造建造物の意義

近世の日本では、あるものを別のものになぞらえて表現する「見立て」の概念が多用されていた。この概念は実際の景観構成要素にも応用され、「うつし」という建築や名所のコピーのようなものまでがつけられた。この背景には、容易に訪れることのできない祖型に対する憧憬や信仰があったとされる。このように、近世における模造建造物は、祖型との相互関係において固有の存在意義を獲得していたと考えられる。ここでは、近世以前の模造

表-1 近世以前における模造建造物の意義

模造建造物事例	意義
東叡山寛永寺諸堂舎群	象徴性
護国寺境内札所写三十三観音	観光資源
八橋(庭園橋)	想像世界の顕在化
伊勢神宮社殿	技術の継承

建造物に見られる模造の意義について分析し、以下の4項目を価値の置き所として抽出・整理した(表-1)。

(1) 象徴性

現在、東京・上野にある東叡山寛永寺においては、近世の境内は非常に広大で、度々造営が行われていた。光井⁹⁾は寛永度造営の際に建設された堂舎群を、その配置から中心堂舎群と東照宮堂舎群と諸堂舎群の3つのグループに分けている。中心堂舎群と東照宮堂舎群の完成によって比叡山西塔の移植と徳川家の象徴である東照宮の付加という寛永度造営の目的は達成されたとしている。この2つから遅れて建設された諸堂舎群は必要度の低い付帯施設であり、モニュメントとして京都音羽山清水寺を始めとする畿内の名所がうつされたとしている(図-2・3)。つまり、新首都江戸の象徴として模造建造物が導入されていることがわかる。



図-2 歌川広重「名所江戸百景」『上野清水堂不忍池』



図-3 清水観音堂

(2) 観光資源

東京の護国寺境内には、18世紀末期に護国寺境内札所写三十三観音が建設された。これは、西国三十三所巡礼を

下敷きにしたものであり、境内に33棟の堂舎が築かれ、それぞれに観音像が安置されていた。この施設は江戸庶民の娯楽の場となり、『江戸名所図会』にも5枚綴りの図が掲載されている。江戸名所図会に描かれる各堂舎は、西国巡礼寺院の建築的特徴をよく表しており、祖型を模造している。特に、八角形の平面に宝形の屋根を載せた護国寺九番(図-4)と舞台を持つ護国寺十六番(図-5)が顕著であり、それぞれ興福寺南円堂、京都音羽山清水寺を模造しているとされる。そもそも、この施設が建設された背景には、各堂舎からの賽銭収入の期待があり、話題となるような堂舎が必要とされた。つまり、集客力を期待した観光資源として模造建造物が導入されていることがわかる。



図-4 護国寺九番



図-5 護国寺十六番

(3) 想像世界の顕在化

全11枚の揃えで構成された北斎の風景版画集『諸国名橋奇覧』では、周防の錦帯橋など全国の珍しい橋が画題とされている。その中の1枚に、「三河の八つ橋の古図」(図-6)と題された作品が存在する。この作品では八橋を画題に選んでいるが、タイトルが示すように、これは古図である。つまり、北斎の時代にこの橋は存在せず、想像をもとに描かれたものである。そもそも、八橋が広く知られるようになったきっかけは『伊勢物語』であり、その後、多くの歌人によって歌が詠まれた。八橋と周囲に群生する杜若は、『伊勢物語』で存在が明らかとなったが、その後の『更級日記』では「八橋は名のみして、橋の方もなく、何の見所もなし」と記されている。その後、文学の世界において八橋と周囲の杜若は度々現れては消去される。⁶⁾ このように、存在すら確かではない三河の八橋であるが、類似する橋が庭園橋として全国に築かれており、八橋のような形態の橋は、かつての日本に多数存在していたが⁷⁾、庭園橋の周囲に菖蒲などが植栽されることが多

く、『伊勢物語』に登場する三河の八橋を意識していることがうかがえる⁸⁾。つまり、庭園内に築かれた八橋と周囲の植栽が、想像世界の顕在化を促していることがわかる。



図-6 北斎「三河の八つ橋の古図」『諸国名橋奇覧』

(4) 技術の継承

現在、伊勢神宮(図-7)に代表される式年造替も祖型の模造の1つとして捉えることができる。式年造替は、一定年ごとに神社の本殿を中心に建物を造り替えるというものであり、神体を移すことがその目的であるとされる。これとは別に、このシステムによって建築技術者間の技術継承が可能になるという考えも存在する。この点に関しては、応仁の乱前後において式年造替を中断している神社が多数存在することから、技術の継承は途絶えているともされる。伊勢神宮においても、1462年から1585年の間、式年造替は中断され、正殿そのものが姿を消した時期もあった。また、式年造替再開後も建築形式や社殿の配置が変更されるケースがあり、建築技術者間の技術継承は、あくまで副産物的な価値であるとも捉えられる。



図-7 伊勢神宮内宮荒祭宮(同形同大の敷地が隣接する)

4. 既存のレプリカ建造物における検討

前章で抽出した4項目をもとに、既存のレプリカ建造物2事例について評価・検討を行う。

(1)北九州市立国際友好記念図書館(図-8)

北九州市立国際友好記念図書館は、友好都市を提携している大連市に現存する旧東清鉄道汽船会社事務所のレプリカである。旧東清鉄道汽船会社事務所は、帝政ロシア派遣のドイツ人の設計により1902年に建設された。



図-8 北九州市立国際友好記念図書館

a) 象徴性

北九州市と大連市の友好都市締結15周年を記念して1994年に建設された。そのきっかけは、1989年の交流会議席上で、北九州市長が「大連市に残る歴史的建造物を、門司港レトロ地区に複製建設し、両市の友情のシンボルとしたい。」と大連市長に申し入れたことである。このような経緯からも、両市の関係を象徴的に示したものであると捉えることができる。

b) 観光資源

建設地は、「門司港レトロ地区」として歴史的な雰囲気を活かした観光事業に取り組まれている地区である。この事業では、本来事業地区外に位置していた旧門司三井倶楽部(国指定重要文化財)が地区内に移築されており、屋外博物館やテーマパークに似た空間作りが行われている。このような観点から、この図書館は観光資源としての役割を担っていると考えられる。

c) 想像世界の顕在化

周囲の環境は大連市と何ら共通の文脈を持たず、したがって、この建造物の存在による大連市の想起は困難である。

d) 技術の継承

レプリカを建設する際に、大連の石工の手によって原型どおりの石のみ跡が再現されている。この他にも、大連市近郊産のレンガや石材が用いられている。技術の継承は一過的に実現しているものの、継続的・恒久的なものとはなっていない。

(2)旧新橋停車場(図-9)

旧新橋停車場は、1872年に開業した日本最初の鉄道ターミナル新橋停車場の駅舎とプラットホームの一部(図-10)を、当時と同位置に、できるだけ忠実に再現されたものである。旧駅舎は1923年の関東大震災後の火災によって焼失した。



図-9 旧新橋停車場



図-10 再現されたプラットホーム

a) 象徴性

旧新橋停車場が建設された地区は、「汐留シオサイト」として大規模な再開発事業が行われ、数多くの高層ビルに取り囲まれるようになった。このような環境の中、新橋停車場の史跡が整備され、遺構の保存と共に旧駅舎やプラットホームが再現されたことにより、地区の起源を象徴的に示していると捉えることができる。

b) 観光資源

「汐留シオサイト」はオフィスビルをはじめ、ホテルやレストランなどが数多く整備され、観光地としての機能も有しており、観光資源として注目されることも期待できると考えられる。

c) 想像世界の顕在化

駅舎だけでなくプラットホームや軌道の一部(図-11)

など一連の設備が再現されており、鉄道発祥の往時を想起しやすい。また、復元建造物であることを掲示物により再三に渡って示されている。これにより、来訪者は、自身が体感する世界があくまで創造されたものであることを理解できると考えられる。



図-11 再現された軌道

d) 技術の継承

旧駅舎は1923年に焼失しており、構造の特定はできていない。再現にあたっては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造が採用されている。また、外壁に関しても、当初材である伊豆斑石は現在採掘不可能となっており、代替材料が使用されている。このような事情から、技術の継承を評価することは困難であると考えられる。

(3) まとめ

a) 象徴性

記念碑などでは把握できない建造物の存在やスケールなどを視覚的に認識させる場合において有効な手段である。

b) 観光資源

近代建築をはじめとする近代化遺産を見て回ることが1つの観光形態となっており、レプリカにもこの役割を補助的に担うことが期待されている。

c) 想像世界の顕在化

建造物のみが再現される場合において、この点を評価することは難しい。建造物周囲の環境や来訪者の知識といった他の関連情報の付与によって効果が高まるものと考えられる。

d) 技術の継承

建設費や資料数、法律上の制限によって効果に差が生じるほか、継続性が担保されなければ実現は困難である。

本研究では、近世以前の模造建造物から、その意義として象徴性、観光資源、想像世界の顕在化、技術の継承という4項目を抽出した。加えて、それらのレプリカ建造物への応用を試み、既存の事例をもとにその可能性について検討を行った(表-2)。

表-2 レプリカ建造物の評価

	a) 象徴性	b) 観光資源	c) 想像世界の顕在化	d) 技術の継承
北九州市立国際友好記念図書館	友好都市を締結している両市の関係を視覚的に明示	観光の目玉である群をなす歴史的建造物の中の一棟	周囲に大連市を彷彿させるものではなく評価が困難	実測をもとにした石材の加工などにおいて評価可能
旧新橋停車場	日本初の鉄道駅建設地を視覚的に明示	観光地化が進んだ地域に立地	同時に再現されたホームや軌道の一部との相互作用	構造や仕上げ材に変更が多く評価が困難
総括	視認性による効果	近代建築と同様の意匠を持つレプリカに集客を期待	建造物周囲の環境や来訪者の知識などの情報量に依存	実現には継続性を担保するシステムが必要

補注

- (1) 文献4によると、原文には宣言とも憲章とも表記されていない。本研究では、文献4に従いマドリッド宣言とした。
- (2) 修復の際に意匠を統一すること。後に、歴史的正当性に欠けるという批判が生まれる。

参考文献

- 1) 兼松紘一郎:東京丸の内のレプリカ建築も「反面教師」としての意義はあり、建築ジャーナル2006年3月号,企業組建築ジャーナル,2006
- 2) 鈴木博之 編:復元思想の社会史,建築資料研究社,2006
- 3) 田原幸夫:建築の保存デザイン 豊かに使い続けるための理念と実践,学芸出版社,2003
- 4) 新建築学大系編集委員会:新建築学大系 50 歴史的建造物の保存,彰国社,1999
- 5) 光井渉:近世寺社境内とその建築,中央公論美術出版,2001
- 6) 田中優子:渡れない橋,日本の美学 第28号,ペリかん社,1998
- 7) 上田篤:橋と日本人,岩波書店,1984
- 8) 龍居竹之介:見る者が選ぶ庭の〈見立て〉,日本の美学 第24号,ペリかん社,1996
- 9) 岡田昌彰:産業廃墟景観論・試論,日本造園学会ランドスケープ研究 Vol. 64 No. 5, 2001

5. 結論